

(別紙2)

畜産情報活用強化対策の事業細目及び具体的な手続き等について

実施要領第2の2の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続き等は、次のとおりとする。

第1 事業の内容

畜産関係団体又はITベンダー等から構成されるコンソーシアムにより、牛の個体識別情報等及びその飼養管理等に関する生産情報を全国データベースシステム（以下「畜産クラウド」という。）に集約し、ビッグデータの構築を進め、畜産経営の改善のために活用する体制を整備する取組を推進することで、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) コンソーシアムの設置・運営

牛の個体識別情報及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用するための畜産クラウド及び牛個体識別台帳電算システムの仕様や情報の利活用のためのルール作りを行う検討会の開催等を行う取組。

(2) 生産情報の集約・分析のためのシステム整備

ア 畜産クラウドの構築・改修

民間及び畜産関係団体等が所有する生産情報の接続・収集に伴う畜産クラウドで集約する情報の増加や利用者登録の改善等に対応するための機能強化に向けた調査並びにその結果に基づく利用環境の整備等の取組を推進するため、畜産クラウドの構築・改修及び管理を行う取組。

イ ソフトウェアの開発・改修

アにより構築・改修した畜産クラウドに集約された情報等を活用したアプリケーションソフトウェアを開発又は改修し、生産者や関連する支援者に提供する取組。

(3) 民間クラウドとの連携等による情報の利活用

畜産クラウドと民間クラウドとの間で情報の共有を行うために民間クラウドのシステムの仕様や連携方法等を調査するとともに、調査結果に基づき畜産クラウドと連携するためのシステムを整備・改修する取組。

(4) 牛個体識別台帳電算システムの機能強化のための整備

牛個体識別台帳電算システムの機能強化のための開発等を行う取組。

第2 事業実施主体

要綱別表1の2の事業実施主体は、畜産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定されたコンソーシアムであって、以下の要件を満たすものとする。

(1) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等についての規約の定めがあること

(2) 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること

(3) 牛の個体識別情報等及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集

約し、活用することができる者を構成員として組織されていること

第3 事業実施計画等

事業実施主体は、要綱第7第1項及び本要領第3第1項に基づき、別添1により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて提出するものとする。

ただし、畜産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募要領により提出した事業実施計画については、要綱第7第1項及び本要領第3第1項の提出を行ったものとみなす。

また、事業実施計画（公募要領により提出されるものを含む）の提出にあたっては、本要領別記様式第4号-2の「みどりチェック」チェックシートを添付するものとする。

第4 事業達成状況の報告

事業実施主体は、要綱第28及び本要領第5第1項に基づき、別添2により、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業実施状況を畜産局長に報告するものとする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、要綱第29及び本要領第6の1に基づき、別添3により自ら事業実施結果の評価を行い、事業実施年度の翌年度の7月末までに畜産局長に報告するものとする。
- 2 畜産局長は、1の報告の内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- 3 畜産局長は、2の評価のほか、補助事業期間終了後において、必要に応じて、事業成果の波及効果や活用状況等に関する追跡評価を行うものとする。

第6 その他

1 収益納付

(1) 事業実施主体は、事業実施年度中に畜産クラウドの運用等により相当の利益を得たと認められた場合には、発生した収益の状況について記載した収益状況報告書を別添4により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長に提出するものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益の状況を報告する求めることができる。

(2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、次の数式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

〈計算式〉

納付額 = (収益額 - 控除額) × (補助金の確定額 / 事業に関連して支出された費用の総額)

〈計算式中の用語の意義〉

収益額：畜産クラウドの運用等により得られた売上高から畜産クラウドの構築・改

修等並びに畜産クラウドの運用に要した費用を除いた額

控除額：事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出したものの合計

(3) (2) に定める収益の納付は、事業実施年度中に得た収益を対象として行うものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益を納付するよう求めることができる。この場合においては、全対象期間における納付額を合算した額が、事業の実施に要した経費を上回らないものとする。

別添1 (第3関係)

〇〇年度畜産情報活用強化対策 事業実施計画書

1 事業の目的

事業の目的

2 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
畜産情報活用強化対策			千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及それに要する経費	

3 事業の内容

(1) コンソーシアムの設置・運営

会議等	開催時期及び場所	構成及び人数	会議等の内容

(2) 生産情報の集約・分析のためのシステム整備

ア 全国データベース（畜産クラウド）の構築・改修

取組内容	備考

イ ソフトウェアの開発・改修

取組内容	備考

(3) 民間クラウドとの連携等による情報の利活用

取組内容	備考

(4) 牛個体識別電算システムの機能強化のための整備

取組内容	備考

4 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	
検証方法	
その他事業実施による効果	

注：成果目標には、全国データベース及び牛個体識別電算システムの機能強化のための整備により得られる定量的な成果目標を記載する。検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。

別添2 (第4関係)

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度畜産情報活用強化対策事業実施状況報告書

下記のとおり畜産情報活用強化対策を実施したので、畜產生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4に基づき、下記のとおり報告する。

記

(事業実施計画書に準じて作成する。)

別添3（第5の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度畜産情報活用強化対策成果報告書

○○年度の畜産情報活用強化対策の成果状況について、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）別紙2の第5の1に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業内容

--

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
検証方法	
その他事業実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注1：「事業内容」欄及び「成果目標の具体的な内容」欄には、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注2：「その他事業実施による効果」欄には、事業実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。

別添4（第6の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

○○年度畜産情報活用強化対策収益状況報告書

○○年度畜産情報活用強化対策の収益状況について、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）別紙2の第6の1に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|--|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 畜産クラウドの運用等により得られた売上高 | 円 |
| 3 畜産クラウドの構築・改修等に要した費用 | 円 |
| 4 畜産クラウドの運用に要した費用 | 円 |
| 5 事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出した費用の総額 | 円 |
| 6 補助金の確定額（○年○月○日付け○畜産第○号確定） | 円 |
| 7 納付額 | 円 |

※算定根拠となる資料を添付すること。